

上田市地域防災計画 原子力災害対策編

新旧対照表

平成31年3月26日

頁	新	旧	修正理由・備考
2	<p align="center">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>第1 計画の目的 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>第3 計画の性格 (略)</p> <p>第4 計画の推進及び修正 (略)</p> <p>第5 計画の対象とする災害 長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「緊急防護措置を準備する区域」(原子力事業所からおおむね半径30km圏内)にも上田市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。 こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>	<p align="center">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 (略)</p> <p>2 定義 (略)</p> <p>3 計画の性格 (略)</p> <p>4 計画の推進及び修正 (略)</p> <p>5 計画の対象とする災害 長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」(原子力事業所から概ね30km圏)にも上田市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。 こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
4	<p align="center">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任 1 上田市 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p align="center">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 実施責任 (1) 市 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	
5	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p>	<p>2 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
8	<p>放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p><u>また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>第1 モニタリング等 (略)</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と<u>指定</u>避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。 2 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は<u>指定</u>避難所とするよう努める。 <p>第3 健康被害の防止 (略)</p> <p>第4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 (略)</p> <p>第5 原子力防災に関する訓練の実施 (略)</p>	<p>放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 モニタリング等 (略)</p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難場所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。 (2) 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は避難場所とするよう努める。 <p>3 健康被害の防止 (略)</p> <p>4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 (略)</p> <p>5 原子力防災に関する訓練の実施 (略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
10	<p>第2節 情報の収集・連絡活動 (全部局)</p> <p>第1 情報の収集及び連絡体制の整備 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保 (略)</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡活動 (全部局)</p> <p>1 情報の収集及び連絡体制の整備 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p>	
11	<p>第3節 活動体制 (全部局)</p> <p>第1 市の活動体制 (略)</p>	<p>第3節 活動体制 (全部局)</p> <p>1 市の活動体制 (略)</p>	
12	<p>第4節 モニタリング等 (環境衛生班、関係部局)</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害時のモニタリング (略)</p> <p>第2 放射能濃度の測定 (略)</p>	<p>第4節 モニタリング等 (環境衛生班、関係部局)</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時のモニタリング (略)</p> <p>2 放射能濃度の測定 (略)</p>	
13	<p>第6節 住民等への的確な情報伝達 (広報渉外班、関係部局)</p> <p>第1 住民等への情報伝達活動 (略)</p> <p>第2 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>	<p>第6節 住民等への的確な情報伝達 (広報渉外班、関係部局)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動 (略)</p> <p>2 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>	
13	<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (本部室、消防対策部、救援対策班)</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導 (略)</p> <p>なお、「原子力災害対策指針(最新改定日 平成30年10月1日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (本部室、消防対策部、救援対策班)</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導 (略)</p> <p>なお、「原子力施設等の防災対策について(平成22年8月改訂)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	指針の改訂による
14	<p>第2 広域避難活動 (略)</p> <p>第3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置 (略)</p>	<p>2 広域避難活動 (略)</p> <p>3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置 (略)</p>	
15	<p>第8節 緊急輸送活動 (公有財産管財班、土木班)</p> <p>第1 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第2 緊急輸送のための交通路確保 (略)</p>	<p>第8節 緊急輸送活動 (公有財産管財班、土木班)</p> <p>1 緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 緊急輸送のための交通路確保 (略)</p>	
15	<p>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等 (農政班、上下水道班)</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限 (略)</p> <p>第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限 (略)</p>	<p>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等 (農政班、上下水道班)</p> <p>1 飲料水、飲食物の摂取制限 (略)</p> <p>2 農林畜水産物の採取及び出荷制限 (略)</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考																
15	<p>第3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I - 131）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（平成30年10月1日）」） （略）</p> <p>第10節 県外からの避難者の受入れ活動 （施設所管部局、総務企画班）</p> <p>第1 避難者の受入れ （略）</p> <p>第2 避難者の生活支援及び情報提供 （略）</p>	対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I - 131）	飲料水	300ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム以上	<p>3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I - 131）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td>（乳児は100ベクレル/キログラム以上）</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）</td> <td>2,000ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力施設等の防災対策について（平成22年8月改定）」、厚生労働省通知より） （略）</p> <p>第10節 県外からの避難者の受入れ活動 （施設所管部局、総務企画班）</p> <p>1 避難者の受入れ （略）</p> <p>2 避難者の生活支援及び情報提供 （略）</p>	対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I - 131）	飲料水	300ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	（乳児は100ベクレル/キログラム以上）	野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000ベクレル/キログラム以上	<p>指針の改訂による</p>
対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I - 131）																		
飲料水	300ベクレル/キログラム以上																		
牛乳・乳製品																			
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム以上																		
対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I - 131）																		
飲料水	300ベクレル/キログラム以上																		
牛乳・乳製品	（乳児は100ベクレル/キログラム以上）																		
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000ベクレル/キログラム以上																		
16																			

頁	新	旧	修正理由・備考
18	<p>市、県、国、及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。</p> <p>第1 放射性物質による汚染の除去等 （略）</p> <p>第2 その他災害後の対応 （略）</p>	<p>市、県、国、及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。</p> <p>1 放射性物質による汚染の除去等 （略）</p> <p>2 その他災害後の対応 （略）</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
20	<p>核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p> <p>なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。</p> <p>第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応 （略）</p> <p>第2 警察及び消防機関の対応 （略）</p>	<p>核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p> <p>なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。</p> <p>1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応 （略）</p> <p>2 警察及び消防機関の対応 （略）</p>	